

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

会社における対策、基本方針

【感染防止のための基本的な考え方】

弊社は、職場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに合わせた対策を講じております。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努め以下を徹底しております。

【講じている具体的な対策】

①感染予防対策の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、対策を講じる。
- 国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

②健康確保

- 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない従業員には各種休暇制度の取得を奨励する。
また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、必ず病院に行くように指示をする。
- 病院で発熱などと診断された場合は、医師の判断のもと、PCR検査を受ける。
その後、自宅で療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、必ず医師の判断を仰ぐようにする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

③通勤

- 時差通勤を推奨し、公共交通機関の混雑時間をさけるようにする。
- ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）を組み込む。
- 変形労働時間制、シフトなど、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

④勤務

- 飛沫感染防止のため、人と人との間に一定の距離を保てるよう、仕切りのない対面の人員、座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど、工夫する。仕切りがなく対面する場合には、顔の正面からできる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、定期的な手指消毒液も徹底する。
- 従業員に対し、常時マスク着用に努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
- 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
窓が開く場合 1 時間に2回以上、窓を開け換気する。
- オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、相対湿度 40%~70%になるよう努める。
寒冷期は適度な 保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 人と人が頻繁に対面し、マスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板で遮蔽する。
- 面談や会議は原則オンラインで行うこととする。
- 面談や会議を対面で行う場合、3密の徹底、マスクを着用し、換気に留意する。
また、椅子を減らし、近距離や対面に座らないように工夫する。
- 対面の社外の打合せなどについては、感染防止対策などを確認したうえで、最小人数とし、マスクを着用する。
- 採用説明会や面接などについては、オンラインでの実施も推奨する。

⑤出張

- 従業員に対し、出張当日に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。
- 会社については、出張先の感染状況や感染防止対策に注意し、従業員にも徹底させる。
- 出張先で、勤務時間外の出歩きなどは原則留意させ、感染症対策に努めるようにする。
- 地方出身の従業員で、出張先が地元だった場合も原則実家には戻らず、手配したホテルを利用するものとする。

またご家族様との不用意な接触もなるべく避けるように努める。

- やむを得ない場合、3密を徹底し、最少人数とし、感染症対策に努める。
- 出張先から戻った従業員は、原則すぐの出勤は避け、最低4日間は自宅待機させるように各種休暇制度の取得を奨励する。

⑥休憩・休息スペース

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 特に屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行うなど、3密を防ぐことを徹底する。
- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置し使用してもらうか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

⑦設備・器具

- ドアノブ、電気のスイッチ、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル、椅子などの共有設備については、頻繁に洗浄・消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

※設備・器具の消毒は、アルコール除菌など、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

⑧オフィスへの立ち入り

- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。

⑨従業員に対する感染防止策の啓発等

- 全従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- 従業員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を呼びかける。COCOAを通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
- 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用など咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話を控えることなどを徹底する。

- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚、嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。

⑩感染者が確認された場合の対応

(1) 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことが無いよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無、方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

⑪その他

- 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以上

※弊社の対策、基本方針は、新型コロナウイルス感染症の予防や感染者発生時の対応に関する基本的な事項をまとめたものです。
実際の対応については、最新の法令・各種ガイドライン等を遵守するとともに、保健所・医療機関の指示に従ってください。